**認定建築物の申請に係る提出書類一覧**

|  |  |
| --- | --- |
| 図書名 | 明示すべき事項 |
| 様式第１号 認定（変更認定）申請書 | 別添様式 |
| 付近見取図 | 方位、道路、目標となる地物及び都市計画法第２章の規定により定められた地域地区（用途地域）の境界線 |
| 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線及びその明示方法、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地が接する道路の位置及び幅員並びに隣接する建築物の用途及び概要 |
| 各階平面図 | 縮尺、方位、間取り、各室の用途、面積並びに壁、開口部及び防火戸の位置（工場にあっては作業場の位置並びに機械設備等の位置及び名称を、危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあっては危険物の貯蔵又は処理の位置を含む。） ※下記の事項を明示すること  ・条例第10条第1項第3号に規定する開口部の構造  ・条例第10条第１項第５号に規定する設備の位置 |
| ２面以上の立面図 | 縮尺、開口部及び防火戸の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上材料 ※下記の事項を明示すること  ・条例第10条第1項第3号に規定する開口部の構造 |
| ２面以上の断面図 | 縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出、軒の高さ並びに建築物の高さ |
| 矩計図 | 縮尺、建築物の各部の寸法及び材料 |
| 仕上げ表 | 屋根、軒裏、外壁並びに室内の仕上げの材料の種別及び厚さ |
| 建具表 | 全ての建具の仕様がわかるもの |
| その他 | 設置する警報器のカタログなど |

条例第１０条第１項第３号に規定する開口部とは…

　→前面道路に面する外壁の開口部その他市長が歴史的な町並みの景観を保全するために必要と認める外壁の開口部

条例第１０条第１項第５号に規定する設備の位置とは…

　→台所及び階段室の天井又は壁の室内に面する部分